

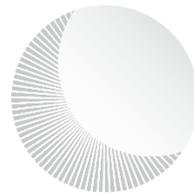
責任ある企業行動およびサプライ・チェーン推進のための 対話救済ガイドライン 企業・投資家向け紹介資料

発行：責任ある企業行動およびサプライ・チェーン研究会

幹事協力団体



Global Compact
Network Japan



Business and
Human
Rights
Lawyers Network
Japan

支援団体

**ビジネスと人権NAP
市民社会プラットフォーム**

Civil Society Platform for Japan's National Action Plan
on Business and Human Rights (BHR-NAP Platform)

このガイドライン策定にあたっては、**OECD責任ある企業行動センター**及び**ILO駐日事務所**から助言・支援を受けています。
ガイドラインは、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会より**東京2020応援プログラム（持続可能性）**の認証を受けています。

1. 背景

■ 企業に期待される「人権」・「責任ある企業行動」への対応

国連ビジネスと人権に関する指導原則（**UNGP**）、OECD多国籍企業行動指針

- UNGPは、2011年の国連人権理事会において採択された人権に関するガイドライン
- それまで人権に取り組む義務があるとされていた「国家」に加え初めて「企業」に対しても責任がある、とした。
- 人権に関する国際的なコンセンサスであり、投資家やNGO、各国政府など、企業を取り巻く様々なステークホルダーが企業に対し、UNGPに基づく取り組みを期待
- OECD多国籍企業行動指針も、UNGPと共通の指針を設定
 <例>
英国現代奴隷法…UNGPに基づく活動の報告を企業に義務化
CHRB*…UNGPに基づく企業の活動を投資家の投資判断に活用するための評価ベンチマーク *Corporate Human Rights Benchmarkの略

UNGPのポイント		UNGPが企業に求める活動
国家	人権保護の義務は国家にある	—
企業	人権尊重の責任は企業にある ※範囲はバリューチェーン全体	①人権方針の策定 ②人権デュー・ディリジェンス
国家 企業	人権侵害が発生した際の救済責任は、各国政府・企業の双方にある	③ 救済 （苦情処理・問題解決メカニズムの構築・運用）

多くの日本企業においては既に内部通報制度が運用されていますが、UNGP、OECD多国籍企業行動指針では、**サプライチェーンを含むステークホルダー全般を対象とした、人権や環境問題を含む課題について、専門家の関与する、実効性の高い苦情処理・問題解決メカニズムの導入**が期待されています。

2. 対話救済ガイドラインの概要

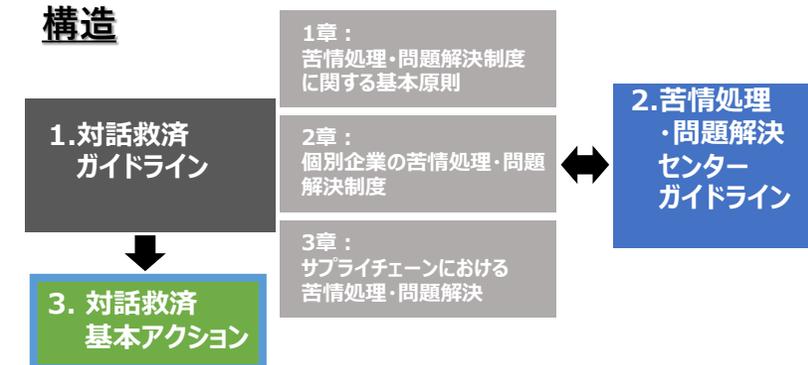
■ 趣旨

本ガイドラインは、日本企業を対象に、企業と社会の建設的な対話の促進、苦情処理・問題解決制度の強化および救済アクセスの確保を目的として、UNGPやOECD多国籍企業行動指針に基づいて、その要件や基本アクションを整理したもの（日本企業のSDGs経営、ESG投融資への対応等の効果的な発信、2020年東京オリンピック・パラリンピックの経験から得られる社会的な遺産（“東京2020レガシー”）の発展と、日本政府の「ビジネスと人権に関する国別行動計画」の内容の豊富化に貢献することも意図しています。）

■ 概要

1. 対話救済ガイドライン（本文）	2. 苦情処理・問題解決センターガイドライン	3. 対話救済基本アクション
個社の苦情処理・問題解決メカニズムのあり方や、手続きのフローを例示しています。また、サプライチェーン等を対象とした苦情処理・問題解決メカニズムの要素や、苦情処理に関しサプライヤーの協力を得る為の契約書のモデル条項を提示しています。	企業の状況によっては、効率性や信頼性などの観点から、集団的な苦情処理・問題解決制度の整備が有益であると考えられるため、複数の日本企業が利用可能な苦情処理・問題解決メカニズムとして、「苦情処理・問題解決センター」を設置する場合の留意点を示しています。	本ガイドラインのエッセンスとして、苦情処理・問題解決メカニズムを導入・強化するために企業に求められる行動を、10のアクションにまとめています。※次ページにて紹介

構造



■ 期待できる効果

UNGP、OECD
多国籍企業行
動指針の求める
「対話」・「救済」

- 企業が設けるべきメカニズムの要件や期待される行動を理解できる⇒不祥事の防止にもつながる
-UNGP等が企業に求める専門的なクライテリアを企業の実務に落とし込んだときに何をすべきかが整理されています。
- 海外の機関投資家を含む国際社会が期待する水準がわかる⇒ESG投融資の獲得にもつながる
-本ガイドラインは、企業、投資家、市民社会、専門家、公的機関など、マルチステークホルダーによる協議やOECD責任ある企業行動センター、ILO駐日事務所からの助言、パブリックコメントのプロセスを経て策定されています。

3. 対話救済基本アクション

本ガイドラインのエッセンスとして、苦情処理・問題解決制度の強化にあたり実施できる基本的な「10の行動」

責任ある企業行動及びサプライ・チェーン推進のための対話救済ガイドライン

対話救済基本アクション

01. 国際人権やサプライ・チェーンを含む責任ある企業行動に関する苦情を受け付けます。
02. 企業内で苦情処理・問題解決責任者と苦情受付・対話の対応部署を指定します。
03. 苦情申立受付・対話の窓口を設置し、外部に開示します。
04. 苦情処理・問題解決の手続を定め、外部に開示します。
05. 苦情処理・問題解決における利益相反関係を防止します。
06. 苦情申立者に対する報復行為等の不利益な取扱いを防止します。
07. 苦情処理や対話の状況を可能な範囲で開示します。
08. 苦情処理や課題解決にあたってステークホルダーとの対話や独立専門家の活用を行います。
09. ガイドラインを参考としながら、苦情処理・問題解決制度を定期的に見直し、改善します。
10. 苦情処理や対話の状況を、経営層を含む企業内で共有します。

※必要に応じて集団的な苦情処理・対話の手続（苦情処理・問題解決センターなど）を活用します。

対話救済ガイドライン掲載ウェブサイト
<https://www.bhrlawyers.org/erguidelines>

詳細情報の問い合わせ先：

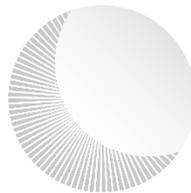
ビジネスと人権ロイヤーズネットワーク事務局
(担当 弁護士 蔵元左近 ・ 弁護士 高橋大祐)
Email: bhrlawyers.japan@gmail.com
グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン事務局
TEL: 03-5412-7235

発行：責任ある企業行動およびサプライ・チェーン研究会

幹事協力団体



Global Compact
Network Japan



Business and
Human
Rights
Lawyers
Network
Japan

支援団体

ビジネスと人権NAP
市民社会プラットフォーム

Civil Society Platform for Japan's National Action Plan
on Business and Human Rights (BHR-NAP Platform)

このガイドライン策定にあたっては、**OECD責任ある企業行動センター**及び**ILO駐日事務所**から助言・支援を受けています。
ガイドラインは、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会より**東京2020応援プログラム（持続可能性）**の認証を受けています。